

高齢者施設における住民票の異動に関する適正な対応について

住民票は「居住実態のある住所」に異動しなければなりません。

高齢者施設に入所した方には、住民票の異動を適正に行うようご案内をお願いします。

届出の名称	届出期間	届出をする人	届出に必要なもの
転入届	転入をした日から14日以内	本人または世帯主、その他	1 本人確認書類 2 印鑑 3 転出証明書（前住所地の市区町村役場で発行） 4 国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（すでに加入している世帯で、その世帯に一部転入した場合） 5 国民年金手帳（加入者のみ） 6 在留カード又は特別永住者証明書（外国人の方） 7 個人番号カード（交付を受けている方）
転居届	転居をした日から14日以内	本人または世帯主、その他	1 本人確認書類 2 印鑑 3 国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（加入者のみ） 4 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書（加入者のみ） 5 介護保険被保険者証（加入者のみ） 6 子育て支援医療費受給資格証（受給者のみ） 7 在留カード又は特別永住者証明書（外国人の方） 8 個人番号カード（交付を受けている方）

- 居住実態のない住所への住民票の異動、及びそのような状態で介護保険給付を受けた場合は法令違反に問われる可能性があります。
- 介護保険関係書類の送付先を変更したい場合は、「介護保険関係書類送付先設定の申出書」を提出することにより可能です。